

# 秦野市PPP／PFI手法導入の優先的検討に関する要綱

(令和5年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を推進するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することにより、地域経済の健全な発展に役立てるため、PPP／PFI手法導入の優先的検討を行う手続について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「優先的検討」とは、この要綱の規定により公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）で定める用語の意義の例による。

(対象とするPPP／PFI手法)

第3条 優先的検討の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

- ア 公共施設等運営権方式
- イ 指定管理者制度
- ウ 包括的民間委託
- エ O方式（運営等Operate）

(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う方式

- ア BTO方式（建設Build－移転Transfer－運営等Operate）
- イ BOT方式（建設Build－運営等Operate－移転Transfer）
- ウ BOO方式（建設Build－所有Own－運営等Operate）
- エ DBO方式（設計Design－建設Build－運営等Operate）

オ RO方式（改修R e h a b i l i t a t e－運営等O p e r a t e）

カ ESCO

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

ア BT方式（建設B u i l d－移転T r a n s f e r）

イ 民間建設借上方式

(4) その他導入することが効果的であると市長が認める手法

（対象事業）

第4条 優先的検討の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業

ア 建築物又はプラントに関する事業

イ 利用料金の徴収を行う事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす事業その他優先的検討が必要であると認められる事業

ア 事業費の総額が10億円以上の事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の事業（運営等のみを行うものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公共施設整備事業は、対象事業としない。

(1) 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている事業

(2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業

(3) 災害復旧事業その他緊急に実施する必要がある事業

（優先的検討の開始時期）

第5条 対象事業を所管する課等の長（以下「事業主管課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに優先的検討を行うものとする。

(1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき。

(2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき。

(3) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき。

(4) 公共施設等の集約化等を検討するとき。

（採用手法の選択）

第6条 事業主管課長は、対象事業について、第8条の規定による評価（以下

「簡易な検討」という。)又は第9条の規定による評価(以下「詳細な検討」という。)に先立ち、事業の期間、特性、規模等を踏まえ、事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(次条から第9条において「採用手法」という。)を選択するものとする。

2 前項の場合において、一つの手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択することができるものとする。

(評価を経ずに行う採用手法の決定)

第7条 採用手法が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定めるところにより、採用手法の導入を決定することができる。

- (1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略
- (2) 施設整備業務の比重が大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
- (3) 民間業者からPPP/PFIに関する提案があるものについて、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合における費用総額の比較等の客観的な評価により、その提案において導入することが適切であるとされている手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(簡易な検討)

第8条 事業主管課長は、PPP/PFI手法簡易定量評価調書(別記様式)により、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合の次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、第6条第2項の規定により複数の手法を選択したときは、それぞれの手法について費用総額を算定し、その最も低い額と従来型手法による場合の費用総額とを比較するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に関する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入
- (7) 租税その他採用手法導入に要する費用

2 事業主管課長は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、費用総額を比較することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価すること

ができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第9条 事業主管課長は、簡易な検討において採用手法の導入に適さないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業について、専門的な外部コンサルタントを活用することなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行ったうえで詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 簡易な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適さないと判断したときは、次の各号に掲げる事項を、それぞれの各号に定める時期に本市のホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容 入札手続の終了後適切な時期

2 簡易な検討（第8条第2項の規定による評価）の結果、PPP/PFI手法の導入に適さないと判断したときは、次の各号に掲げる事項を、それぞれの各号に定める時期に本市のホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) 客観的な評価結果の内容（公共施設整備事業の予定価格の推測につながらるものに限る。） 入札手続の終了後適切な時期

3 詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適さないと判断したときは、次の各号に掲げる事項を、それぞれの各号に定める時期に本市のホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しない

こととした後、遅滞ない時期

- (2) P P P / P F I 手法簡易定量評価調書の内容（詳細な検討の結果を踏まえて更新したときは、更新後のもの） 入札手続の終了後適切な時期

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第8条・第10条関係）

PPP / PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備費等費用 (運営等を除く。)		
算出根拠		
運営等費用		
算出根拠		
利用料金収入		
算出根拠		
資金調達費用		
算出根拠		
調査等費用		
算出根拠		
税金		
算出根拠		
税引後損益		
算出根拠		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		